

霧島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

### 霧島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会に対する住民の信頼の確保に鑑み、霧島市議会議員（以下「議員」という。）が、市議会の会議等を長期間にわたり欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 霧島市議会定例会及び臨時会の本会議、霧島市議会委員会条例（平成17年霧島市条例第302号）に基づき設置された委員会及び霧島市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）に規定された会議をいう。
- (2) 公務上の災害等 鹿児島県市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年鹿児島県市町村総合事務組合条例第37号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。
- (3) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じ、その職に応じた議員報酬に次の表に定める割合を乗じて得た額を減額し支給するものとする。

議員活動ができない期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30

365日を超えるとき	100分の50
------------	---------

- 2 前項に規定する減額は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用するものとする。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、議員活動ができない期間に応じ、その職に応じた期末手当に第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額を減額し支給するものとする。

- 2 前項の場合において、基準日の前6月以内の期間における議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用するものとする。

（適用除外）

第5条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しないものとする。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 感染症
- (3) 出産
- (4) 個人の責めによらない事故、その他議員が市議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと霧島市議会議長（以下「議長」という。）が認めるもの

（逮捕等の期間における議員報酬の支給の停止と支給）

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）における議員報酬の支給を停止する。この場合において、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算するものとし、既に支給された議員報酬があるときは、当該支給を受けた議員は、翌月末日までにこれを返納しなければならない。

- 2 前項の規定により議員報酬の支給を停止された議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該停止していた期間における議員報酬を支給するものとし、その時点で議員の職を退いている者についても、同様とする。

- (1) 公訴を提起されなかったとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

（公訴中の期間における議員報酬の減額）

第7条 議員が刑事事件の被告人として起訴された場合において、当該起訴された日からその判決が確定する日までの期間（逮捕等の期間を除く。以下「公訴中の期間」という。）に招集された市議会の会議等に欠席したときは、第3条第1項に規定する自己都合の欠席とみなし、議員活動ができない期間及び減額割合が適用されるものとする。

- 2 前項に規定する自己都合の欠席の期間は、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として

逮捕、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けた日から公判が確定した日までとする。

3 公訴中の期間における議員報酬は、無罪判決が確定した場合でも遡っての支給はしないものとする。

(議員報酬の不支給)

第8条 第6条第1項の規定による議員報酬の支給の停止に係る刑事事件に関し起訴された議員が、有罪の判決を言い渡され、その判決が確定したときは、当該停止されていた議員報酬は、これを支給しないものとする。

(刑の執行により拘留される場合の議員報酬)

第9条 議員が刑事事件に関する刑の執行として刑事施設に収容されたときは、当該刑事施設に収容された期間における議員報酬は支給しないものとする。

(期末手当の支給の停止、減額支給等)

第10条 基準日の前6か月以内の期間において、第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された期間がある場合は、基準日の前6か月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬の支給を停止された期間に係る期末手当(第6条第1項の規定により支給を停止された期間の日数に応じて、基準日の前6か月以内の期間における当該者の在職期間の現日数を基礎として、日割によって計算した額をいう。)の支給を停止するものとする。

2 前項の場合において、公訴中の期間は、第7条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により期末手当の支給を停止された議員が、第6条第2項に該当するときは、逮捕等の期間における期末手当を支給するものとする。

(期末手当の不支給)

第11条 基準日の前6か月以内の期間において、第8条の規定により議員報酬が支給されない期間がある場合は、基準日の前6か月以内の期間に係る期末手当のうち、議員報酬が支給されない期間に係る期末手当(前条の規定により支給される期末手当の額のうち、第8条の規定により議員報酬が支給されない期間の日数に応じて、基準日の前6か月以内の期間における当該者の在職期間の現日数を基礎として、日割によって計算した額をいう。)は、支給しないものとする。

(日割計算)

第12条 第6条第1項に規定する日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額等をその月の日数で除した額とする。

(減額、停止及び不支給の効力)

第13条 この条例の規定により前任期中に議員報酬等を減額、停止及び不支給とされていた議員が再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第14条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2 議長は、前項の決定を行うに当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(霧島市議会基本条例の一部改正)
- 2 霧島市議会基本条例（平成 21 年霧島市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。  
第 19 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。
- 2 議員が議会活動を引き続き長期間休止したときは、霧島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成 28 年霧島市条例第 76 号）の定めるところにより、議員報酬を減額して支給するものとする。